

令和 8 年度狩猟者登録手続き（県外在住者）

1 狩猟者登録申請書の提出先

〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目 48-8 まるえビル 1 F

一般社団法人 新潟県猟友会 電話番号 025-267-2368 FAX 025-378-0180

2 提出書類等

1	狩猟者登録申請書	1 部 (免許種ごとに1部)
2	狩猟税申告書	1 部 (免許種ごとに1部)
3	狩猟免状等 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は都道府県猟友会長が原本と相違ない旨を証明した狩猟免状の写し。(当該登録年度に発行したものに限る。)	1 部
4	当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書あるいは3千万円以上の損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書	1 部
5	写真(縦 3.0 cm 横 2.4 cm) 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。 なお、狩猟免状の備考欄に「眼鏡等使用」と記載された者は、眼鏡等を使用して撮影した写真とすること。また、コンタクトレンズ使用の場合は、申請書余白にその旨を記載すること。	申請書用 1 枚 (免許種ごとに1枚) 狩猟者登録証用 1 枚※
6	委任状 新潟県猟友会等に手数料納付を委任する場合は必要。	1 部

※複数免許種を同時に申込み場合は「(免許数)×1枚(申請書貼付用)+1枚(登録証貼付用)」

(例) 網猟とわな猟を同時に申込み場合 3 枚

(網猟申請書貼付け用 1 枚、わな猟申請書貼付け用 1 枚、登録証貼付け用 1 枚の計 3 枚)

3 狩猟税、狩猟者登録手数料

(1) 狩猟税

区 分	網猟又は わな猟	第一種 銃猟	第二種 銃猟
ア 下記イ～エ以外の者	8,200 円	16,500 円	5,500 円
イ 当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者で、住所地の市町村長の発行した都道府県民税の所得割額等の証明書を添付した者	5,500 円	11,000 円	
ウ 上記イに該当せず、狩猟者登録の申請前1年以内に、有害鳥獣捕獲許可を受け新潟県内で許可捕獲を行った者及び許可捕獲に従事した者で必要書類を添付した者	4,100 円	8,200 円	2,700 円
エ 上記イに該当し、狩猟者登録の申請前1年以内に、有害鳥獣捕獲許可を受け新潟県内で許可捕獲を行った者及び許可捕獲に従事した者で必要書類を添付した者	2,700 円	5,500 円	

オ 対象鳥獣捕獲員である者又は、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者で必要書類を添付した者	上記ア～エの狩猟税を免除
---	--------------

- | | |
|--------------|-----------------|
| (2) 狩猟者登録手数料 | 1,800 円 |
| (3) 郵送料 | 不要(宅配便による料金着払い) |
| (4) 納付方法 | |

・新潟県猟友会に納付を委任する場合、狩猟税及び狩猟者登録手数料は、新潟県猟友会宛ての下記銀行口座へ振込むこと。

〔振込先口座番号及び名義人〕

第四北越銀行白山支店 普通預金 1103887 一般社団法人 新潟県猟友会

・狩猟者登録手数料に限っては、県庁環境対策課での窓口キャッシュレス決済も可能。

4 受付期間

令和8年10月1日（木）から開始する。

ただし、10月20日以降に申請書が到着したものについては、初猟日（11月15日）までに登録証の交付ができない場合がある。

5 狩猟税の軽減措置を受ける場合に必要な書類の詳細

<許可捕獲者及びその従事者（3(1)ウ・エ）>

※許可の区域に新潟県内が含まれる場合に限る

1	法に基づく許可証又は従事者証の写し 軽減の対象になる許可捕獲者及びその従事者は、狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者及び狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者である。前者の場合は許可証の写し、後者の場合は従事者証の写しが必要となる。返納済の場合は、県様式2で市町村長等に写しの交付を申請する。 許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等でなければならない。 なお、やむを得ない理由により許可証の写し又は従事者証の写しを添付できない場合は、許可権者（市町村長等）が証明した書面をもって替えることができる。（県様式3又は4）
2	捕獲等の結果を示す書面 上記1に係る「許可証・従事者証に基づく捕獲等の結果」（県様式5）を申請者が自ら作成する。 ただし、許可を受けた者については、許可証の写しに実際に捕獲等をした日付の記載がある場合は、当該書面の提出を省略することができる。

<対象鳥獣捕獲員（3(1)オ）>

1	新潟県内市町村長による、対象鳥獣捕獲員であることを証明する書類（県様式1）
---	---------------------------------------

<認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者（3(1)オ）>

1	認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し 捕獲等事業者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護管理法施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し。
2	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書（県様式6）
3	申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類（当該事業の委託契約書の写し等）

	なお、当該事業は、申請前1年以内に、<u>新潟県の区域において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。</u>
4	上記3の事業に従事した際の従事者証の写し 従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記3の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

6 その他

- (1) 申請書は、できる限り猟友会等で取りまとめのうえ提出すること。この場合、別記様式の送付書を添付すること。
- (2) 令和6年度より、手数料納付を狩猟者本人以外が行う場合は委任状の提出も必要となったため、注意すること。
- (3) 狩猟者登録証の交付は、申請書の受付順に行う。また、登録証の当日交付は行わないので、あらかじめ所要日数を考慮して申請すること。
- (4) 申請書類の不備（記入もれ、証明印もれ、住所の相違等）により登録証の交付ができない場合があるので、十分注意して提出すること。
- (5) 申請者は、連絡先の電話番号を必ず記入すること。

7 狩猟期間について

- (1) 令和8年度の新潟県の狩猟期間
 - 全対象狩猟鳥獣 11月15日から翌年2月15日まで
 - イ ノ シ シ 11月15日から翌年3月15日まで（佐渡市及び粟島浦村を除く）
 - ニ ホ ン ジ カ 11月15日から翌年3月15日まで（佐渡市を除く）

8 注意事項

- (1) 豚熱（CSF）への対応

新潟県内で、CSFに感染した野生イノシシが確認されています。

今年度の狩猟期においては、CSF感染確認区域で狩猟する際は、以下のとおり防疫措置（消毒など）を徹底するとともに、CSF感染確認区域外に持ち出さないようにしてください。

 - ① 入猟前、入猟後に靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒
 - ② イノシシを捕獲したときは、捕獲地点・埋設場所などを消毒
 - ③ イノシシを捕獲したときは、CSF感染確認区域外へ持ち出さない

また、今後の県内及び県境付近での野生イノシシのCSF感染状況により、感染が確認された地域等での狩猟を制限する可能性があります。
- (2) 狩猟鳥獣の取消しについて

「バン」及び「ゴイサギ」について、令和4年度から狩猟鳥獣の指定が解除となっています。狩猟による捕獲は鳥獣保護管理法違反となりますので御注意ください。